匝瑳市農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成31年3月11日(月)午後3時から午後4時20分まで 1
- 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室 2
- 3 出席委員
 - (1) 農業委員(16名)

1番	林	喜太郎			委員	2番	及	Ш	正	義	委員
3番	金	杉	勝	城	委員	4番	布	施	陽	子	委員
5番	髙	ㅁ	文	敬	委員	6番	椎	名		寛	委員
7番	布	施	行	雄	委員	8番	小	林	須美	美子	委員
10番	大	木	武	_	委員	11番	鈴	木		茂	委員
12番	佐	藤	正	剛	委員	13番	石	田	利	之	委員
14番	安	藤	幸	春	委員	15番	穴	澤	久	男	委員
16番	伊	藤	栄	治	委員	17番	渡	邉	弘	仁	委員
(2)農地利用最適化推進委員(11名)											
18番	伊	藤	輝	夫	委員	19番	秋	Щ	菊	次	委員

- 1 20番 布 施 利 雄 委員 21番 加 瀬 安 男 委員 22番 23番 鎌 形 豊 委員 並 木 昭 男 委員 24番 山 﨑 幸 治 委員 25番 塚 本 繁 雄 委員 26番 木 原 正 勝 委員 27番 江波戸 和 男 委員
- 誠 委員 29番 石 橋
- 4 欠席農業委員(1名) 9番 太田憲一委員
- 議事日程 5
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第1号 平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1 件 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について

2件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について

1 件

議案第6号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊) 報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1 件

2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について

その他

6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局)事務局員3名 (市産業振興課)職員2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成31年3月農業委員会定例総会を開会いたします。 はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷 心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長本日、出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、 総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、1番林喜太郎委員、2番及川正義委員を指名 いたします。

以上で日程第1を終わります。

- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る3月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。
- 14番 本件につきましては、去る3月8日、午後1時30分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。 内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成30年3月1日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われ

ます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金杉勝城委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。最初に、利用権設定関係の番号6番と7番について、審議・採決いたします。金杉勝城委員は退席をお願いします。

(金杉委員 退席)

- 議長 金杉勝城委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号6番と7番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号の利用権設定関係の番号6番と7番について、別冊議案書を 御覧ください。
 - 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号6番と7番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。 これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」の 利用権設定関係の番号6番と7番について、質疑を打ち切ることに御異議 ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号6番と7番について、採決に入ります。

利用権設定関係の番号6番と7番について、原案のとおり決することに 賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

(金杉委員 着席)

議長 金杉勝城委員が着席しましたので、引き続き、平成30年度第8次農用 地利用集積計画(案)について、を議題といたします。

利用権設定関係の番号6番と7番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて利用権設定関係の番号6番と7番を除き、 農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。 これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」利 用権設定関係の番号6番と7番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ござ いませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」利用権設定関係の番号6番と7番を除き、採決に入ります。

利用権設定関係の番号6番と7番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案には、石橋誠委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。最初に番号6番を議題とします。石橋誠委員は退席をお願いします。

(石橋委員退席)

議長 石橋誠委員が退席しましたので、番号6番について事務局から説明をお 願いします。

事務局 議案第2号の番号6番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号6番について、議案書を基に朗読】

番号6番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

- 議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 3番 番号6番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号6番 の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申 請について」の番号6番の採決に入ります。

番号6番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(石橋委員着席)

議長 石橋誠委員が着席されましたので、引き続き議案第2号「農地法第3条 の規定による許可申請について」を議題とします。番号6番を除き、事務 局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番及び5番は、所有権移転に関する件であります。 番号2番から4番まで及び7番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号6を除き、議案書を基に朗読】

番号1番から5番まで及び7番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番 番号1番と2番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

- 11番 番号3番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 3番 番号4番について、譲受人は農業経営するため新たに農地を借り受け営 農を行うものです。労働力や習得している技術からみても問題ないと思わ れます。

番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

- 2番 番号7番について、譲受人は農地所有適格法人になるため新たに農地を 借り受け営農を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみ ても問題ないと思われます。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番を 除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申 請について」番号6番を除き、採決に入ります。

番号6番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑462㎡に計画するものです。 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 14番 番号1番について、申請者の現住居のある土地は地盤が弱く、これまで何度も現住居の修繕を繰り返してきましたが、現在も修繕が必要な状態であり、今後、災害等への不安もあることから、申請地を専用住宅用地として畑462㎡に計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申 請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番と2番を議案書を基に朗読】

番号1番について、物置及び駐車場用地として畑29㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、駐車場及び植木置場用地として畑223㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 6番 番号1番について、申請地を車1台分の駐車場と物置用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。
- 1番 番号2番について、申請地を車3台分の駐車場と植木置場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。 あっせん申出番号1番について、畑1筆を売買したいとのことです。

議長事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番林 喜太郎委員、24番山﨑幸治委員を選出したいと考えますが、御異議ござ いませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎 幸治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって、あっせん委員は、左様決しました。

議長 次に、議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」 を議題といたします。本案につきましては、去る8日、農地農政委員会が 開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長から報告を お願いいたします。

【農地農政委員長の報告】

3番 農地農政委員会から報告申し上げます。

本件につきましては、去る3月8日午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議をしました。近隣市町においても、大幅見直しが行われていないことから、作業料金の変更は行わないとの結論となりました。

審議した結果につきましては、別冊にて本日配付しました農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いします。

議長 農地農政委員会からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。 議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第6号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件 (2)利用権の中途解約に係る通知について 2件でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成31年3月11日匝瑳市農業委員会の定例総会 を閉会いたします。